〔減損会計関係〕

１．減損を認識した固定資産

減損を認識した資産はありません。

２．減損の兆候が認められた固定資産

減損の兆候が認められた資産はありません。

〔資産除去債務関係〕

１．資産除去債務の概要

量研は、法人所有の建物等の解体時における「石綿障害予防規則」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「放射性同位元素等の規制に関する法律」並びに「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等に基づく除去費用につき資産除去債務を計上しております。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を２年～44年と見積り、割引率は見積り時の長期国債利廻率0.167％～2.303％を使用しております。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減　（単位：円）

期首残高	3,125,988,705
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
時の経過による調整額	8,948,415
期末残高	3,134,937,120

４．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

量研が有する建物等のうち、「放射性同位元素等の規制に関する法律」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、施設の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務を有しているものに関し、現時点でその廃止措置の方法が決定していないものについては、債務履行に必要な費用を合理的に見積もることができないため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

Ⅲ　重要な債務負担行為

契約締結後、翌年度以降に履行となるものは、以下のとおりであります。　（単位：円）

セグメント	件名	令和７年度以降支払予定額
量子技術の基盤となる研究開発	量子機能創製研究センター棟施設整備事業	1,518,530,000
	量子機能創製研究用電子加速器の製作	593,934,000
	単一イオン注入装置　Q―Oneの購入	466,950,000
健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発	量子メス棟（仮称）施設整備事業	1,788,640,000
	病院情報システムの賃貸借	857,010,000
	放射線治療システムの導入	624,907,140
フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発	ＩＴＥＲダイバータ外側垂直ターゲットの製作(2)	5,279,000,000
	ＩＴＥＲ　ＮＢＩ　高電圧電源直流発生器の製作(2)	4,258,175,000
	電動発電機の整備・改造	3,839,000,000
研究開発成果の最大化のための取組等	Microsoftソフトウェアライセンス包括利用契約（ＥＳＡ）	346,435,320
法人共通	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構財務会計システムの賃貸借及び保守	43,338,300

Ⅳ　重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅴ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。

大深度地下の公共的使用に関する公告

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二条第一項の規定により、事業概要書を作成し、東京都知事に送付したので、同条第二項の規定により、次のとおり公告します。

また、法第四条に基づく対象事業者は、事業概要書に示す事業区域又はこれに近接する地下において、当該事業に関し、事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整について、事業概要書の縦覧期間内に申し出ることができます。

令和七年十一月二十日

東京都台東区東上野三丁目一九番六号

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長　小坂　彰洋

一　事業者の名称　東京地下鉄株式会社

二　事業の種類　第一種鉄道事業（都市高速鉄道第七号線品川～白金高輪間建設事業）

三　事業区域の概要

東京都港区白金台二丁目～東京都港区白金台三丁目

延長約一キロメートル、土被り約四十五メートル～約五十三メートル

四　使用の開始の予定時期及び期間

法第二十一条第一項の規定による告示の日から五の事業に係る施設が三の事業区域に存続する限り

五　事業計画の概要

事業名

都市高速鉄道第七号線品川～白金高輪間建設事業

施行区間

東京都港区高輪四丁目～東京都港区白金二丁目

計画延長

約二・八キロメートル

主要な線形条件

最小曲線半径百六十メートル

最急勾配千分の三十五

その他主要施設

品川駅（仮称）（地下駅）

六　事業概要書の縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所

東京地下鉄株式会社鉄道本部改良建設部七号線建設工事事務所（東京都渋谷区渋谷二丁目二〇番一一号渋谷協和ビル六階）

港区街づくり支援部都市計画課（東京都港区芝公園一丁目五番二五号）

縦覧期間及び時間

令和七年十一月二十日（木）～令和七年十二月十九日（金）

午前九時～午後五時（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

七　申出期限及び申出先その他申出に関し必要な事項

申出期限　令和七年十二月十九日（金）

（郵送の場合は必着）

申出先

東京地下鉄株式会社鉄道本部改良建設部設計第二課

住所　〒一一〇―八六一四

東京都台東区東上野三丁目一九番六号

電話　〇三―三八三七―七〇三八

その他申出に関し必要な事項

申出書（様式は自由）及び事業概要書に準じた事業間調整の実施が可能となる資料を郵送又は持参にて提出をお願いします。